

デジタル万引き

「デジタル万引き」とは

「デジタル万引き」とは、書店やコンビニエンスストアなどに陳列されている書籍や雑誌の写真や記事をデジタルカメラで撮影し、商品を購入するのではなく、**商品に記載された情報のみを取得する行為**である。ここで注意すべきは「万引き」と名付けられているが、この行為は窃盗ではなく、違法性を主張することはできないということである。

そもそも「デジタル万引き」という言葉は、平成15年に、日本雑誌協会と電気通信事業者協会が書店の客のマナーに訴えるキャンペーンとして「カメラ付携帯電話などを使って情報を記録することはご遠慮ください」とするポスターを作成した際に用いられた造語である。

手軽に撮影できるデジタルカメラを使って、対価を支払うことなく情報のみを入手する行為を、商品自体を盗む行為である「万引き」になぞらえたもので、通常の窃盗に準ずるものと印象づけて止めさせようと命名された。違法とする根拠が不明確であるにもかかわらず、カメラで書籍を撮影し個人の用に供する行為をあたかも犯罪行為であるかのように印象づけているとの指摘もあり、現在は日本雑誌協会自ら「誤解のある表現」として使用しないよう自粛を呼びかけている。

デジタル万引きの問題点

デジタル万引きは、商品を持ち去る行為ではないため、窃盗罪には該当しない。著作権法30条1項では、私的使用目的の範囲内で著作物を複製する場合には、例外的に著作権が制限され、著作権者はその複製を禁止できないとしている。

しかし、デジタル万引きに違法性がないとはいえ、書店で書籍や雑誌を写真撮影していいかということではない。店舗内は私有地であるので、商品である書籍の取り扱いについては店舗が管理することになる。そのため、私有地内での商品の取り扱いに店舗側が制約を課すことは、店側の営業行為にあたる。

自分の店内での立ち読みや飲食、盲導犬以外の動物の持ち込み、その他の迷惑行為と同じように、デジタル万引きと定義される行為を任意に禁止したり、違反した利用者に退去を促したりすることは店側の権利である。客としては書店の方針に従わなければならない。

エチケットやマナーとして

「デジタル万引き」は法律を犯す行為ではないが、書店側の気持ちや感情を害するマナーやエチケット違反に当たる行為であって、書店の考えや気持ちをくみ取ることが大切である。手当たり次第に写真撮影していれば、店員だけでなく他の客も不愉快に感じるであろう。

また、撮影した情報を第三者に公開したり、営利目的に使用したりすると著作権法違反に該当し、刑事罰に相当する。書店だけでなく、映画館や博物館や美術館、劇場、コンサート会場で写真やビデオが撮影され、海賊版が作られるなど多額の被害が出ていることも忘れてはならない。

デジタル万引きについては、エチケットやマナーの問題として注意が必要である。